

「令和3年大雨災害義援金」の募集について



令和3年7月及び8月の大雨により、静岡県熱海市をはじめ、青森県、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県など、全国各地で洪水災害などによる人的及び家屋への甚大な被害が発生し、複数県の市町村に災害救助法が発令されました。

中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を実施いたします。

| | |
|-------------|---|
| 義援金名称 | 令和3年大雨災害義援金 |
| 受付期間 | 令和3年7月19日(月)から同年12月30日(木)まで (※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。) |
| 義援金受付窓口 | 《斜里町共同募金委員会》 ※斜里町社会福祉協議会 住所：斜里町文光町52番地17(斜里町老人福祉センター内) 電話：0152-23-4704 |
| 義援金受入口座 | 三井住友銀行 東京公務部支店 普通預金 0162529 (福)中央共同募金会災害義援金口 |
| | りそな銀行 東京公務部支店 普通預金 0126781 (福)中央共同募金会 |
| 義援金の送金 | 本会に寄せられた義援金は、北海道共同募金会を通じ、中央共同募金会に集約され、寄せられた義援金は、義援金募集を行っている県の被災状況に応じて按分率を設定し、随時当該県に送金されることとなりますが、按分対象となる県は、義援金の受入時期によって異なります。 |
| 義援金按分対象となる県 | 静岡県、島根県、青森県、福岡県、佐賀県、長崎県 ※当該県の義援金受付期間の終了日まで |
| 税制上の取り扱い | この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。 確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に募集要綱を添えてご提出ください。 ※募集要綱：斜里町共同募金委員会においてお渡しできます。 《該当する税制優遇措置》 ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当 ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄附金」に該当 |
| その他 | 災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。 募集要綱 令和3年8月24日改定されています。(義援金の名称変更。8月以降の被災地支援を追加。受付期間を延長) |



斜里町共同募金委員会

